議案第72号

多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和5年12月22日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町手数料条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町手数料条例(平成17年多可町条例第57号)の一部を次のように改正する。 別表の第1項の表を次のように改める。

	手数料を徴収する事務	手数料の金額	
(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸 籍証明書の交付	1通につき 450円 ただし、専用の証明書発行端末機 又は多機能端末機による場合にあ っては、1通につき200円	
(2)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 400円 ただし、電子情報処理組織を使用 する方法で請求・発行を行う場合 (総務省令で定めるものに限る。 以下この項において同じ。)及び 同一事項の戸籍の謄本若しくは抄 本又は戸籍証明書と同時に請求す る場合は手数料を徴収しない	
(3)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交 付又は除籍証明書の交付	1通につき 750円	
(4)	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 700円 ただし、電子情報処理組織を使用 する方法で請求・発行を行う場合 及び同一事項の除籍の謄本若しく は抄本又は除籍証明書と同時に請	

		求する場合は手数料を徴収しない
(5)	戸籍に記載した事項に関する証明書の 交付	1件につき 350円
(6)	除かれた戸籍に記載した事項の証明書 の交付	1件につき 450円
(7)	戸籍に関する届出若しくは申請の受理 の証明書の交付又は戸籍法(昭和22年 法律第224号)第48条第2項(同法第 117条において準用する場合を含 む。)若しくは第126条の規定に基づ く届書その他町長の受理した書類に記 載した事項の証明書の交付又は同法第 120条の6第1項の規定に基づく届書 等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円
(8)	戸籍法第48条第2項(同法第117条に おいて準用する場合を含む。)の規定 に基づく届書その他町長の受理した書 類の閲覧又は同法第120条の6第1項 の規定に基づく届書等情報の内容を表 示したものの閲覧	書類又は届書等 350円 情報の内容を表 示したもの1件 につき

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

多可町手数料条例の新旧対照表

行 改 正 別表(第2条関係) 別表(第2条関係)

数料

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の規定に基づく手 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の規定に基づく手 数料

	手数料を徴収する事務	手数料の金額		手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気</u> ディスクをもって調製された戸籍に記録 されている事項の全部若しくは一部を証 明した書面の交付	よぶり、東田の弐四井が行地士機	(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>戸</u> <u>籍証明書</u> の交付	1通につき 450円 ただし、専用の証明書発行端末機又 は多機能端末機による場合にあって は、1通につき200円
			(2)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 400円 ただし、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない
(2)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は <u>磁気ディスクをもって調製された除</u> かれた戸籍に記録されている事項の全部 若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円	<u>(3)</u>	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>除籍证明書</u> の交付	1通につき 750円

	現	行		改	正
			(4)	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 700円 ただし、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない
(3)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき 350円	<u>(5)</u>	戸籍に記載した事項に関する証明書の 交付	1件につき 350円
(4)	除かれた戸籍に記載した事項の <u>証明</u>	1件につき 450円	<u>(6)</u>	除かれた戸籍に記載した事項の <u>証明書</u> の交付	1件につき 450円
<u>(5)</u>	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の 証明書の交付又は戸籍法(昭和22年法律 第224号)第48条第2項(同法第117条に おいて準用する場合を含む。)若しくは 第126条の規定に基づく届書その他町長 の受理した書類に記載した事項の <u>証明証</u> の交付	1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、 養子離縁又は認知の届出の受理に ついて、請求により法務省令で定 める様式による上質紙を用いる場 合にあっては、1通につき1,400円		戸籍に関する届出若しくは申請の受理 の証明書の交付又は戸籍法(昭和22年 法律第224号)第48条第2項(同法第 117条において準用する場合を含む。) 若しくは第126条の規定に基づく届書そ の他町長の受理した書類に記載した事 項の証明書の交付又は同法第120条の6 第1項の規定に基づく届書等情報の内 容の証明書の交付	よ すが 「Reful 単作民 - 茶 ユ 行 4 年 - 茶
(6)	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円	(8)	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	情報の内容を表